

# 福知山公立大学 能登半島地震被災学生緊急学費減免制度の概要

## 1 趣旨

2024年1月1日に発生した能登半島地震により、本学学生又はその主たる生計維持者が被災した場合、被害の状況に応じて学費の減免を行い、本学生の修学継続を支援する本学独自の制度です。

## 2 対象者

能登半島地震により災害救助法の適用を受けた地域に、本学学生又はその主たる生計維持者が居住し、次のいずれかに該当する被害を受けた方が対象となります。

- (1) 本人または主たる生計維持者の住居が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊した場合
- (2) 本人または主たる生計維持者の住居が床上浸水した場合
- (3) 本人または主たる生計維持者の住居が全焼または半焼した場合
- (4) 主たる生計維持者の死亡、行方不明、高度障害、長期療養、失業等で授業料の納付が困難な場合

## 3 減免額

被災状況に応じて学費（2024年度の入学金及び授業料）を減免します。国の高等教育修学支援新制度において授業料等の減免措置を受ける場合は、当該制度と本制度の減免割合の高い方を適用します。

- (1) 減免の対象となる学費
  - ① 2024年度在学学生 授業料（年額535,800円）
  - ② 2024年度新生 授業料（年額535,800円）及び入学金(282,000円)
- (2) 被害状況に応じた減免割合

被害程度	減免割合
住居が全壊または全焼した場合 主たる生計維持者が死亡、行方不明、高度障害を負った場合	100%
住居が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は半焼した場合 主たる生計維持者が3か月以上の長期療養や失業した場合	80%
住居が床上浸水した場合	50%

## 4 提出書類

- (1) 能登半島地震 被災学生緊急学費減免制度申請書（様式1、以下「減免申請書」という）
- (2) 被災状況を証する書類（次のいずれか）
  - ① 罹災証明書

- ②医師の発行する診断書 ※3か月以上の就労が困難な旨が記載されていること
- ③災害による離職、解雇、倒産が分かる書類
- ④行方不明であることを証明する書類
- ⑤その他罹災状況が客観的に認められる書類等

## 5 日程

- ① 減免申請書の提出 2024年3月10日(日)から3月27日(水)  
ただし、2024年3月に入学手続きを行う方は、各入学手続期間とします。
- ② 被災状況を証する書類 2024年3月10日(日)から4月17日(水)
- ③ 審査 2024年4月下旬
- ④ 審査通知、授業料納付書送付 2024年5月上旬

## 6 申請における留意点

### (1) 在学生の方

2024年3月27日までに減免申請書を提出してください。被災状況を証する書類は4月17日までに提出してください。申請書を提出した方は、2024年度前学期の授業料の納付を6月末まで猶予します。その後、審査の結果に基づき、授業料の請求を行います。

### (2) 既に入学手続きを終了している方

2024年3月27日までに減免申請書を提出してください。被災状況を証する書類は4月17日までに提出してください。申請書を提出した方は、2024年度前学期の授業料の納付を6月末まで猶予します。その後、審査の結果に基づき、授業料の請求を行います。なお、既に納付していただきました入学金については、審査の結果に基づき還付等を行います。

### (3) 2024年3月に入学手続きを行う方

本学が定める入学手続期間中に減免申請書を提出してください。被災状況を証する書類は4月17日までに提出してください。減免申請書を提出した方は、入学金及び2024年度前学期の授業料の納付を6月末まで猶予します。その後、審査の結果に基づき、入学金及び授業料の請求を行います。